

杉本地区利益相反マネジメント委員会設置要項

(目的)

第1条 この要項は、大阪市立大学利益相反マネジメント規程（以下「利益相反規程」という。）に基づき、杉本地区（健康科学イノベーションセンター含む）における産学官連携活動をはじめ、その他の社会貢献活動を行う際に生ずる利益相反を適正に管理することを目的に必要な事項を定める。

(設置)

第2条 前条の目的を遂行するために、大阪市立大学杉本キャンパス内に杉本地区利益相反マネジメント委員会（以下「杉本地区委員会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この要項における「利益相反」は、利益相反規程第2条第1項に準ずる。

2 この要項における「産学官連携活動」は、利益相反規程第2条第2項に準ずる。

3 この要項における「ヒトを対象とする研究（医学系研究含む）」とは、疾病の予防方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに被験者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究を含む、ヒトを直接の対象とし、個人からその行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集又は採取して行われる研究をいう。

(対象者)

第4条 この要項における利益相反マネジメントの対象となる者は、利益相反規程第3条に準ずる。

(利益相反マネジメントの対象)

第5条 この要項における利益相反マネジメントの対象は、利益相反規程第4条に準ずる。

(自己申告)

第6条 前条に規定する利益相反マネジメントの対象のうち、杉本地区の教職員等は、利益相反規程第10条に基づき、第2条に定める杉本地区委員会に自己申告を行わなければならない。

2 前項における利益相反マネジメントの自己申告に関し必要な事項は別に定める。

(組織)

第7条 杉本地区委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 産学官連携・知的財産担当学長補佐

- (2) 各研究科教授会から選ばれた教員各1名
 - (3) 産学官連携・知的財産担当学長補佐が委嘱する学外の有識者若干名
 - (4) その他産学官連携・知的財産担当学長補佐が必要と認めた者
- 2 委員長は、産学官連携・知的財産担当学長補佐をもって充て、副委員長は、産学官連携・知的財産担当学長補佐が指名する者をもって充てる。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合は、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第8条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第9条 杉本地区委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 第6条に係る自己申告書の審査に関すること。
- (2) 利益相反に関する個別案件の審議及び勧告等に関する事項
- (3) 利益相反マネジメントに係る調査、相談及び不服申し立てに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、杉本地区における利益相反に関する重要事項

(委員会の開催)

第10条 杉本地区委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 杉本地区委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催できない。
- 3 杉本地区委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決するところによる。
- 4 委員は、自己に関する事項については、審議に加わることができない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。
- 5 杉本地区委員会の事務は、市立大学事務局大学運営部研究支援課において行う。

(審議、通知、勧告等)

第11条 杉本地区委員会は、第6条に基づき行われた自己申告をもとに、利益相反の状態を審議し、第4条に規定する者の利益相反の状態に関して大学として許容できるか否かについて判定する。

- 2 委員長は、杉本地区委員会での審議結果を速やかに当該教職員等に通知するとともに、大阪市立大学利益相反マネジメント委員会（以下「大学委員会」という。）委員長に報告を行う。
- 3 杉本地区委員会は、第1項の規定による審議の結果、利益相反となる事実関係等を是

正することが妥当であると判定した場合には、当該教職員等に対して、勧告を行う。

- 4 杉本地区委員会は、前項の勧告を行った場合は、引き続き当該教職員等の状況を観察するものとする。

(不服申し立て)

第12条 教職員等は、杉本地区委員会の審議結果に不服がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に委員長へ書面により不服を申し立て、再度審議を要請することができるものとする。ただし、不服申し立ては1回を限度とする。

- 2 委員長は、前項の申し立てがあった場合は、杉本地区委員会に再度審議を指示し、杉本地区委員会は再度審議を行うものとする。

- 3 委員長は、審議結果を速やかに当該教職員等に通知するとともに、大学委員会委員長に報告を行う。

(秘密保持)

第13条 杉本地区委員会に関与する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。